

令和 7 年度 事業計画基本方針

令和 7 年度は赤平市社会福祉協議会の事業に大きな関わりのある介護保険制度、成年後見制度のスタートから 25 年目を迎えます。

この間、両制度の骨子である介護の社会化と措置から契約への移行は国民の間に広く浸透することとなりましたが、一方で生活困窮者や引きこもりなど、制度の狭間となる福祉課題が増えてきており、個々の問題はますます複雑多様化している状況にあります。

今後は少子高齢化の進展により医療・介護サービスのニーズが高まる一方で、介護人材の不足と医療や介護の財源不足に陥ることが予測されており、また、高齢人口がピークになる 2042 年を見据えた制度の見直しを国は進めているところです。

赤平市社会福祉協議会といたしましては、行政、民生委員児童委員協議会、福祉団体・施設、ボランティア団体など、地域福祉を真剣に考える方々と連携、協働しながら、各種福祉事業、福祉サービスを実施展開し、地域の福祉力を一層高めていくとともに、介護保険や介護予防・日常生活支援総合事業による高齢者の在宅福祉サービス、障害者総合支援法による障害者の福祉サービス、エリアサポーターによる地域の助け合い活動、権利擁護支援体制の更なる充実を図ってまいります。

そして、赤平市が策定予定の地域福祉計画と連携を図りながら地域福祉実践計画の策定に向けて活動していくとともに、地域の福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を図っていくことを基本方針とします。

赤平市社会福祉協議会
会長 藤 原 税